

# 『北里大学教職課程センター教育研究』刊行規程

第1条 北里大学教職課程センターは、『北里大学教職課程センター教育研究』（以下、「教育研究」と記載）を毎年1回発行する。

第2条 「教育研究」の編集、発行の任にあたるために編集委員会を置く。なお、編集委員は、教職課程センター長が任命するものとする。

第3条 「教育研究」への投稿の資格は、本学教職課程担当教員、本学学生及び教職課程センター長が認めた者とする。

第4条 「教育研究」は、原著論文（以下、「論文」と記載）、研究ノート、書評、事例報告、授業における成果等、編集委員が掲載にふさわしいと認めたものにより構成する。

第5条 第4条に規程されている論文には、次のような分量の要旨を添付しなければならない。日本語による論文は、論文に先立ち日本語で500～600字程度の要旨と5～7のキーワードを添付する。外国語による論文は、論文に先立ち論文と同一の外国語で200～350語程度のAbstractと5～7のKey Wordsを添付する。

第6条 すべての投稿原稿の採否は編集委員会による査読によって決定される。

第7条 「教育研究」に掲載された論文等は、教職課程センターに帰属する。執筆者本人が自身の論文等に再録する等2次利用する場合は、編集委員会に事前に申し出るものとする。

第8条 「教育研究」に掲載された論文等は、原則としてWeb上に公開するものとする。

第9条 編集に関する内規は別に定める。

第10条 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て、教職課程センター運営委員会が決定する。

附　　則　この規程は、平成27年4月30日から施行する。